**住　宅　用　家　屋　証　明　申　請　書**

（イ）第４１条

　　　　　　　　　　　　　　特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

　　　　　　　　　　　　　　（ａ）新築されたもの

　　　　（ｂ）建築後使用されたことのないもの

　　　　　　　　　　　　　　特定認定長期優良住宅

租税特別措置法施行令　　　　（ｃ）新築されたもの

（ｄ）建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

　（ｅ）新築されたもの

　（ｆ）建築後使用されたことのないもの

（ロ）第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）

　（ａ）第４２条の２の２に規定する特定の増改築等がされた

　　　家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

　（ｂ）（ａ）以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

　　年　　　月　　日

利根町長　　様

申請者　　住　所

　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 北相馬郡利根町 |
| 建築年月日 | 年　　月　　日 |
| 取得年月日 | 年　　月　　日 |
| 取得の原因  (移転登記の場合に記入) | （１）売買 （２）競落 |
| 申請者の居住 | （１）入居済　　　　　　　（２）入居予定 |
| 床面積 | ㎡ |
| 構造 | 造 |
| 区分建物の耐火性能 | （１）耐火又は準耐火　　　（２）低層集合住宅 |

＜備考＞

１　｛　｝の中は、（イ）又は（ロ）のうち該当するものを○印で囲み、（イ）を○印で囲んだ場合は、さらに（a）から（ｆ）のうち該当するものを○印で囲み、（ロ）を○印で囲んだ場合は、さらに（ａ）又は（ｂ）のうち該当するものを○印で囲むこと。

２　「建築年月日」の欄は、（イ）（b）、（d）又は（ｆ）を○印で囲んだ場合は記載しないこと。

３　「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、（イ）（a）、（c）又は（ｅ）を○印で囲んだ場合は記載しないこと。

４　「取得の原因」の欄は、上記（イ）（b）、（d）若しくは（ｆ）又は（ロ）を○印で囲んだ場合に限り、（1）又は（2）のうち該当するものを○印で囲むこと。

５　「申請者の居住」の欄は、（1）又は（2）のうち該当するものを○印で囲むこと。

６　「構造」の欄は、建築後20年超25年以内に取得された家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記記録に記録された構造を記載すること。

７　「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、（1）又は（2）のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記録された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、（1）を○印で囲むこと。

８　「工事費用の総額」の欄は、（ロ）（ａ）を○印で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第１号から第７号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。

９　「売買価格」の欄は、（ロ）（ａ）を○印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。

**【添付書類】**

**① 新築家屋の場合**

* 建築確認済証・建築確認検査済証などの写し
* 登記事項証明書・登記完了証・登記済証などの写し（所在地・用途・床面積・建築年月日等がわかるもの）
* 住民票の写し

【当該家屋に未入居の場合】

* 申立書
* 現住家屋の処分方法を証する書類（売買契約書・媒介契約書・賃貸借契約書など）

**② 建築後未使用の家屋の場合**

* 建築確認済証・建築確認検査済証などの写し
* 売渡証書・売買契約書などの写し
* 登記事項証明書・登記完了証・登記済証などの写し（所在地・用途・床面積・建築年月日等がわかるもの）
* 住民票の写し
* 家屋未使用証明書

【当該家屋に未入居の場合】

* 申立書
* 現住家屋の処分方法を証する書類（売買契約書・媒介契約書・賃貸借契約書など）

**③ 建築後使用されたことのある家屋の場合〔取得以前20年以内に建築されたものに限る(ただし、石造・れんが造・コンクリートブロック造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の6種類については25年以内)）**

* 登記事項証明書・登記完了証・登記済証などの写し（所在地・用途・床面積・建築年月日等がわかるもの）
* 売渡証書・売買契約書などの写し(ない場合、登記原因証明情報でも可)
* 住民票の写し
* 代金納付期限通知書（競落の場合）

【当該家屋に未入居の場合】

* 申立書
* 現住家屋の処分方法を証する書類（売買契約書・媒介契約書・賃貸借契約書など）
* **特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当する場合は上記に加え，認定通知書の写しを添付**

**【手数料】**

**１通　１，３００円**